

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 健康保険証の「告知要求制限」 —

Q: 協会けんぽから届いた新入社員の健康保険証に以前は表示がなかった枝番が記載されていました。現在使用中の、枝番の記載がない健康保険証の差し替えは必要ないとのことですが、この枝番は何のためにつけられたものですか？

A: 2021年3月より健康保険証の**オンライン資格確認**が開始されます。これは医療機関等の受診時の健康保険証(資格情報)の確認をオンラインにより行う仕組みで、健康保険証等の被保険者記号・番号が世帯単位であるため、個人を識別できるよう2桁の**枝番**が設けられました。

オンライン資格確認では、健康保険証の機能を持たせた**個人番号カード**(マイナンバーカード)を使用することができ、健康保険証の将来的な発行停止の検討もされていますが、今のところ医療機関等がオンライン資格確認を導入する義務はなく、お手元の健康保険証もこれまで通りお使い頂けます。また、**医療機関等の受診のために個人番号カードの発行**をする必要もありません。

ただし、枝番で個人単位化されたことにより、**個人情報保護**の観点から、**健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で健康保険証の保険者番号・記号番号等の告知を求めることが禁止**となりました(**告知要求制限**)。これにより、健康保険証の保険者番号・記号番号等(QRコードも含む)について、**書き写しやその告知を求めるような説明は禁止**され、**コピーについては該当箇所をマスキング**することが求められます。

今後も本人確認等のために健康保険証等の提示を求めることは可能ですが、その取扱いには十分ご注意ください。



マイナンバー確認時にはご注意ください

個人番号通知書は「マイナンバーを証明する書類」として利用することはできません(**通知カード**は変更がない場合や、2020年5月25日前に正しく変更手続きが取られている場合のみ引き続き利用可能)。

最近のニュースから

障害者雇用率 来春 2.3%に

民間企業に義務付けられている障害者の法定雇用率が、来年3月1日に2.3%となる。現行から0.1ポイントの引上げ。厚生労働省が労働政策審議会の分科会に案を示し、了承された。国や地方公共団体は2.6%、都道府県の教育委員会は2.5%に引き上げられる見通し。

本業・副業の時間、事前申告

厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の労働時間管理について、新しい指針を公表した。労働基準法では本業・副業の労働時間を合算して管理することが求められているが、新指針では、労働者に本業と副業それぞれの勤務先に残業の上限時間を事前申告することが求められる。企業は、自社に申告された残業時間の上限を守れば責任を問われない。企業の労務管理の煩雑さを減らし、兼業・副業を認める企業を増やす方針。

有期契約労働者 2カ月超見込みなら 当初から社会保険加入

厚生労働省は有期契約の労働者が社会保険に入れよう制度を見直す。現状は、雇用期間が2カ月以内の場合、契約期間後も継続雇用されなければ厚生年金に加入できない。これを、2カ月を超えて雇用される見込みがある場合、当初から厚生年金に加入するよう見直す。雇用契約書に「契約が更新される」「更新される場合がある」などと明示されている場合が対象。2022年10月から実施する。